

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 5 月 16 日

株主各位

東京都千代田区麹町三丁目 2 番 4 号
株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表取締役社長 高村 健太郎

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 5 月 31 日と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成 25 年 7 月上旬にお届出ご住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成 25 年 6 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い申し上げます。